

『こどもの権利条約』の4つの原則

「こどもの権利条約カードブック」日本ユニセフ協会

●命が守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保証されます。

●子どもにとって最もよいこと

(こども本人の最善の利益)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

●意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

●差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める(第23条の1)

PDF版

動画説明版

プレイジム® <http://playgym.info>



プレイジムこども憲章は、こどもの権利条約(国連)、医療における子ども憲章(公益社団法人日本小児科学会)などの資料、さらにプレイジムを利用するこどもたちの意見を踏まえ作成されました。

この憲章は、多様な発達スタイルのこどもたちの権利に対して、療育・支援に携わる大人がとるべき姿勢を、子どもと一緒に考えるためのものです。



ひと たいせつ
人として大切にされ、
じぶん い けんり
自分らしく生きる権利

あなたは、人として大切にされ、多様な発達スタイルを尊重されながら、あなたらしく生きる権利をもっています。

いちばん
子どもにとって一番よいことを
かんが けんり
考えてもらう権利

あなたは、療育の場であなたに関係することが決められるとき、周囲のおとなに、それが「あなたにとってもっとも良いことか」を第一に考えてもらえる権利をもっています。

あんしん あんぜん かんきょう せいかつ けんり
安心・安全な環境で生活する権利

あなたは自分らしく健やかでいられるように、不快な刺激がなく、情報がわかりやすく提供される配慮された環境で生活できる権利をもっています。

じぶん いけん つた けんり
自分の意見を伝える権利

あなたは、あなた自身の方法で、自分の希望・意見を伝える権利をもっています。そのための方法をあなたが獲得するための支援を受けることができ、またあなたの希望・意見が実現できよう努力してもらえます。

プレイジム 子ども憲章

この憲章は、プレイジムを利用するみなさんが、当たり前にもっていて、実現することを求めることができること(権利)を示したものです。

ひつよう おし けんり
必要なことを教えてもらう権利

あなたは自分の特性やプレイジムで提供されている支援内容などについて、あなたにわかりやすい方法で説明をうける権利をもっています。

まな けんり
学ぶ権利

あなたは、自分の能力を最大限のばすための発達支援を受ける権利をもっています。また学び方の違いによって不利益が生じないよう、あなたに合わせた方法で学ぶ権利をもっています。

てきせつ はいりよ もと けんり
適切な配慮を求める権利

あなたは、自分の特性によって生じる困難さを解消するために社会が努力すること、社会が変わることを求める権利をもっています。

やす あそ けんり
休み、遊ぶ権利

あなたは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。また、他の人と違うものを好きになることや違う楽しみ方をするを尊重される権利をもっています。